

○ 国税通則法

平成二十九年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・所得税法等の一部を改正する法律（平成二八・三・三一法）
五）本則六条（平成二九・一・四施行）

（納付受託者に対する納付の委託）

第三四条の三① 国税を納付しようとする者は、その税額が財務省令で定める金額以下である場合であつて、第三十四条第一項（納付の手続）に規定する納付書で財務省令で定めるものに基づき納付しようとするときは、納付受託者（次条第一項に規定する納付受託者をいう。次項において同じ。）に納付を委託することができる。

一・二（改正により追加）

② 国税を納付しようとする者が、前項の納付書を添えて、納付受託者に納付しようとする税額に相当する金銭を交付したときは、当該交付した日に当該国税の納付があつたものとみなして、延納、物納及び附帯税に関する規定を適用する。

一・二（改正により追加）

（納付受託者の納付）

第三四条の五① 納付受託者は、第三十四条の三第一項（納付受託者に対する納付の委託）の規定により国税を納付しようとする者の委託に基づき当該国税の額に相当する金銭の交付を受けたときは、政令で定める日までに当該委託を受けた国税を納付しなければならない。

一・二（改正により追加）

② 納付受託者は、第三十四条の三第一項の規定により国税を納付しようとする者の委託に基づき当該国税の額に相当する金銭の交付を受けたときは、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を国税庁長官に報告しなければならない。

一・二（改正により追加）

③（略）